

維持管理計画

- (1) 埋立地において、埋立物の飛散、流出及び悪臭を防止するため、即日覆土を実施する。
- (2) 火災の発生を防止するため、ガス抜管を設置して可燃性の発生ガスを排除するとともに、火災の発生に備えて消火器、消火栓等の消火設備を設置する。
- (3) ねずみ、蚊、ハエ、その他の衛生害虫が発生しないように即日覆土を実施し、必要に応じて薬剤の散布を行う。
- (4) みだりに人が埋立地内に立ち入るのを防止するため、周囲にネットフェンスを設置する。
- (5) 一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札は、常に見やすい状態にしておく。また、表示事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行なう。
- (6) 埋立物の流出を防止するための締切土堰堤は、定期的に点検し、損壊するおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じる。また、地震、台風等の異常事態の直後には、速やかに点検を実施する。
- (7) 埋立地の荷重や埋立作業用の機材等による負荷により、しゃ水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、埋立前にしゃ水工の表面を砂等で覆う措置を講じる。
- (8) しゃ水工を定期的に点検し、そのしゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかに修復等を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には、速やかに点検を実施する。
- (9) 最終処分場の下流部に2箇所地下水モニタリング井戸を設置し（別紙「地下水モニタリング井戸位置図」参照）、次のとおり地下水の水質検査（測定及び記録）を行う。
なお、2箇所の地下水モニタリング井戸のうち観測井1は保有水集排水管の流末に設けた集水樹である。

①埋立処分開始前

測定項目	測定頻度
地下水等検査項目 (アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン) 電気伝導率 塩化物イオン	1回以上

②埋立処分開始後

測定項目	測定頻度
地下水等検査項目 (アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン) 電気伝導率 塩化物イオン	1年に1回以上 1ヶ月に1回以上

③埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目について測定を行う。

- (10) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査の他、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (11) 浸出水の調整槽は、定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかに必要な措置を講じる。
- (12) 浸出水処理施設の維持管理は次のとおり行うこととする。
 - ①浸出水処理施設で処理した後の処理水は、隣接する深品クリーンセンター（ごみ焼却施設）で再利用するため、再利用のために必要となる水質（pH:5.8以上8.6以下、BOD:30mg/l以下、COD:30mg/l以下、SS:10mg/l以下、大腸菌群数:3000個/cm³以下）に適合するように浸出水処理施設の維持管理を行う。
 - ②やむを得ない事情等により、処理水を系外に放流する場合には、当該放流水の水質については、pH:5.8以上8.6以下、BOD:30mg/l以下、COD:30mg/l以下、SS:10mg/l以下、大腸菌群数:3000個/cm³以下となるように、また、その他の項目についても排水基準等に適合するように浸出水処理施設の維持管理を行う。
 - ③浸出水処理施設の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。
 - ④処理水の水質検査（測定及び記録）を次のとおり行う。

測定項目	測定頻度
アルマキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フッ素、大腸菌群数、燐、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	1年に1回以上
pH、BOD、COD、SS、窒素	1ヶ月に1回以上

- (13) 埋立地への地表水の流入を防止するための外周側溝（開渠）については、その機能を維持するため、堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じる。
- (14) 堅型ガス抜管（堅型排水管と兼用）及び法面ガス抜管（法部の浸出水集排水管と兼用）により、埋立地から発生するガスを排除する。
- (15) 埋立処分終了時には、埋立地の表面をおおむね50cmの厚さの土砂で覆い、またこれが損壊するのを防ぐために必要な措置を講じる。
- (16) 埋め立てした廃棄物の種類、量や最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。